

経済産業省告示第三十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)
第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、
告示する。

平成十八年三月十六日

経済産業大臣 二階 俊博

学校の名称

学部・学科名

備 考

新潟大学

工学部電気工学科

平成六年三月までの卒業者については従前のおりとする

秋田県立横手工業高等学校

電気科(全日制)

平成十八年三月までの卒業者については従前のおりとする

学校法人都築学園福岡第一高等

電気科(全日制)

平成十四年三月までの卒業者については従前のおりとする

学校